

デイサービスセンターちょうじゃの森事業所運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この事業所が行う通所介護及び通所型サービスの事業は、要介護状態若しくは要支援状態にある者、又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適性な通所介護及び通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

1. 通所介護

- (1) 指定通所介護事業所の従業者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- (2) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のためその目標を設定し計画的に行う。
- (3) 指定通所介護の実施にあたっては、主治医並びに居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

2. 通所型サービス

- (1) 指定通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 自らその提供する指定通所型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定通所型サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえた通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- (4) 通所型サービス計画の作成後は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、モニタリング結果を地域包括支援センターに報告するものとする。
- (5) 指定通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (6) 指定通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターちょうじゃの森
- (2) 所在地 八戸市大字糠塚字下道 7 番地 3 2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (兼務・常勤・介護職員及び生活相談員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定通所介護及び指定通所型サービスの提供にあたる。
- (2) 従業者
 - ①生活相談員 3名 (1名専従・常勤、2名兼務・常勤)
 - ②介護職員 20名 (9名専従・常勤、2名兼務・常勤、9名専従・非常勤)
 - ③看護職員 3名 (1名兼務・常勤、2名兼務・非常勤)
※《ちょうじゃの森内科クリニックと連携し、利用者の健康状態の確認・緊急時の対応を行う。》
 - ④機能訓練指導員 4名 (1名専従・常勤、1名兼務・常勤、2名兼務・非常勤)
従業者は、指定通所介護及び指定通所型サービスを提供する。
 - ⑤栄養士 1名 (1名専従・常勤)
栄養士は献立表を作成するとともに、自らも調理を行う。
 - ⑥調理員 2名 (1名専従・常勤、1名専従・非常勤)
調理員は栄養士の指導のもと、献立表にもとづき調理にあたる。
 - ⑦運転手 1名 (1名専従・非常勤)
運転手は利用者の送迎車両の運転業務を行う。
 - ⑧事務員 1名 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から土曜日
ただし、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日までを除く。
- ② 営業時間
午前8時15分～午後5時15分
- ③ サービス提供時間 (送迎時間を除く)
午前9時30分～午後3時30分

(指定通所介護及び指定通所型サービスの利用定員)

第 6 条 指定通所介護及び指定通所型サービスの利用定員は、1単位65人までとする。

(指定通所介護及び指定通所型サービスの内容)

第 7 条 実施する指定通所介護及び指定通所型サービスは次のとおりとする。

- ① 大規模型通所介護Ⅱ及び通所型サービス
- ② 食事の提供
- ③ 居宅と事業所間の送迎
- ④ 入浴介助
- ⑤ 機能訓練

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定通所介護及び指定通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び市町村が定める基準によるものとし、指定通所介護及び指定通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、それに対し介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2. 食 費

一日 600円

3. 日常生活用品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代、その他の費用等は、重要事項説明書別表に記載の料金により支払いを受けるものとする。

4. 利用者の希望によって上記 1～3 の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をして、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第 9 条 通常の事業実施地域は、八戸市の区域（市川・桔梗野地区、白銀・鮫・南浜地区、館・豊崎地区、南郷地区を除く）とする。但し、利用者が希望した場合は区域外であっても当事業所が対応可能と認めた時はこの限りではない。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第 10 条 サービスの提供にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2. 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 利用者はサービスを利用するにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) サービス利用中は、暴力行為や大声を出したり、他の利用者に迷惑のかかるような行為は慎まなければならない。

(2) 機能訓練等の機器は、職員の指示により使用するものとし、自らの判断の基に勝手に使用してはならない。

(3) 病状等に急変が生じた場合は、看護職員の指示に従わなければならない。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 指定通所介護及び指定通所型サービスの提供を行なっているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに主治医へ連絡を行なう。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者は広報企画担当課長を当て、火元責任者には事業所管理者を当てる。

(2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

(3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策について必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待の防止)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行なう。

- (1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所内において従業員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的で開催する。
- (3) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
役職：センター長、氏名：岩間 雅之

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 事業所はサービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2. 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第16条 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずる。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための検討委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、従業員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護又は通所型サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期再開を図るための計画「（業務継続計画）という」を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

- (1) 事業者は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(ハラスメント防止と対策)

第18条 ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のための、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発・相談と適切な対処
- (2) 利用者やその家族から受けるハラスメント防止のために必要な措置

(苦情に対する対応方針)

第19条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2. 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は該当市町村の職員からの質問若しくは照会に応じる。利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導助言に従って行う。

(個人情報の保護)

第20条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回以上

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人康和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則
1. この規程は平成12年4月1日から施行する。
 2. この規定は平成12年12月1日から一部変更する。
 3. この規定は平成14年4月1日から一部変更する。
 4. この規定は平成15年3月1日から一部変更する。
 5. この規定は平成15年4月1日から一部変更する。
 6. この規定は平成16年4月1日から一部変更する。
 7. この規定は平成17年4月1日から一部変更する。
 8. この規定は平成17年10月1日から一部変更する。
 9. この規定は平成18年4月1日から一部変更する。
 10. この規定は平成19年4月1日から一部変更する。
 11. この規定は平成20年4月1日から一部変更する。
 12. この規定は平成21年4月1日から一部変更する。
 13. この規定は平成22年4月1日から一部変更する。
 14. この規定は平成23年4月1日から一部変更する。
 15. この規定は平成24年4月1日から一部変更する。
 16. この規定は平成25年4月8日から一部変更する。
 17. この規定は平成25年5月1日から一部変更する。
 18. この規定は平成25年10月1日から一部変更する。
 19. この規定は平成26年2月1日から一部変更する。
 20. この規定は平成26年4月1日から一部変更する。
 21. この規定は平成26年11月1日から一部変更する。
 22. この規定は平成27年1月5日から一部変更する。
 23. この規定は平成27年2月21日から一部変更する。
 24. この規定は平成27年4月1日から一部変更する。
 25. この規定は平成27年8月1日から一部変更する。
 26. この規定は平成28年4月1日から一部変更する。
 27. この規定は平成28年10月1日から一部変更する。
 28. この規定は平成29年1月4日から一部変更する。
 29. この規定は平成29年4月1日から一部変更する。
 30. この規定は平成30年4月1日から一部変更する。
 31. この規定は平成31年4月1日から一部変更する。
 32. この規定は令和1年10月1日から一部変更する。
 33. この規定は令和2年2月1日から一部変更する。
 34. この規定は令和2年4月1日から一部変更する。
 35. この規定は令和3年4月1日から一部変更する。
 36. この規定は令和4年4月1日から一部変更する。
 37. この規定は令和5年4月1日から一部変更する。
 38. この規定は令和5年6月5日から一部変更する。
 39. この規定は令和6年3月1日から一部変更する。
 40. この規定は令和6年4月1日から一部変更する。
 41. この規定は令和6年6月1日から一部変更する。
 42. この規定は令和7年4月1日から一部変更する。